

# 重要事項説明書



社会福祉法人 恩賜  
財団 済生会奈良病院

ケアプランセンターすずらん



# 居宅介護支援 重要事項説明書

<令和 6 年 4 月 1 日現在>

## 1. 事業者（法人）の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 奈良県済生会  
支 部 長 今川 敦史  
所 在 地 奈良県 桜井市 阿部 323  
連 絡 先 電 話 0744-49-0501  
F A X 0744-49-0502

## 2. 事業所の概要

### (1) 事業所名称及び事業所番号

名 称 社会福祉法人 恩賜財団 済生会奈良病院  
ケアプランセンターすずらん  
所 在 地 奈良県 奈良市 八条四丁目 643 番地  
電 話 0742-36-1881  
F A X 0742-36-1877  
事業所番号 2970107260  
管理者の氏名 神田 麻理子

### (2) 事業所の職員体制

管理者 1 名（主任介護支援専門員、常勤・兼務）  
介護支援専門員 1 名以上（常勤・専従）

### (3) 通常の事業の実施地域

奈良市

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください

#### (4) 営業日・営業時間等

①営業日 : 月曜日～土曜日

※ただし、第2・4土曜日、国民の祝祭日、振替休日、  
8月15日(お盆)、12月29日～1月3日(年末年始)は休業

②営業時間 : 月曜日～金曜日 9:00～17:15

土曜日 9:00～12:30

※電話等により24時間連絡可能な体制をとります

### 3. サービスの内容

- 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成
- 居宅サービス事業者との連絡・調整
- サービス実施状況の評価
- ご利用者の状態の把握
- 給付管理
- 要介護等認定の申請に係る援助
- 相談業務

### 4. 費用

要介護認定を受けられた方は、居宅介護支援については、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払ください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

#### 【料金表】

居宅介護支援(地域区分1単位10・42円)

取扱い件数区分	要介護度区分	
	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人あたりの利用者数が45人未満の場合	居宅介護支援費I(i) 11,316円	居宅介護支援費I(i) 14,702円
〃 45人以上の場合において、45以上60未満の部分	居宅介護支援費I(ii) 5,668円	居宅介護支援費I(ii) 7,335円
〃 45人以上の場合において、60以上の部分	居宅介護支援費I(iii) 3,396円	居宅介護支援費I(iii) 4,397円

以下の場合には加算料金を載せます。

	加 算	加算額	算定要件 等
要介護度による区分なし	初 回 加 算	3,126 円/回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規に居宅サービス計画を作成する場合</li> <li>・要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合</li> <li>・要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合</li> </ul>
	入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,605 円/回	医療機関に対して利用者の情報提供を入院当日に行った場合（1月に1回まで）
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,084 円/回	医療機関に対して利用者の情報提供を入院後3日以内に行った場合（1月に1回まで）
	退 院 ・ 退 所 加 算	4,689 円/回 6,252 円/回 6,252 円/回 7,815 円/回 9,378 円/回	医療機関を退院または介護施設等を退所して、在宅での生活に移行する利用者について、情報提供を受け、介護サービスの調整等を行った場合 (Ⅰ)イ 連携1回(カンファレンス以外) (Ⅰ)ロ 連携1回(カンファレンスによる) (Ⅱ)イ 連携2回(カンファレンス以外) (Ⅱ)ロ 連携2回(うち1回カンファレンス) (Ⅲ) 連携3回(うち1回カンファレンス)
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,084 円/回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 (1月に2回まで)
	特定事業所加算（Ⅰ）	5,407 円/月	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保や、サービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合する場合
	特定事業所加算（Ⅱ）	4,386 円/月	
	特定事業所加算（Ⅲ）	3,365 円/月	
特定事業所加算（A）	1,187 円/月		

要介護度による区分なし	特定事業所医療介護連携加算	1,302 円/月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)いずれか算定</li> <li>・ 退院・退所加算の算定に係る医療機関との連携回数の合計が年間 35 回以上</li> <li>・ ターミナルケアマネジメント加算を年間 15 回以上算定</li> </ul>
	ターミナルケアマネジメント加算	4,168 円/回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する本人又は家族の意向を把握した上で、本人又は家族の同意のもと死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上訪問し、利用者の心身状況等を記録し、主治医及び居宅サービス事業者に提供した場合</li> <li>・ 24 時間連絡が取れる体制と、必要に応じて支援を行える体制を整えていること</li> </ul>
	通院時情報連携加算	521 円/回	<p>利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合 (1 月に 1 回まで)</p>

#### 【交通費】

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費が必要となります。

なお、自動車等を使用した場合は、次の交通費をいただきます。

■通常の実施地域を超えた起点から交通費は 1 km 増すごとに 150 円

## 5. 事業所の特色等

### (1) 事業の目的

社会福祉法人<sup>恩賜財団</sup> 済生会支部奈良県済生会が開設する社会福祉法人<sup>恩賜財団</sup> 済生会奈良病院ケアプランセンターすずらん（以下「事業所」という）が行う居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という）が要介護者からの相談に応じ、要介護者とその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設への紹介等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

### (2) 運営の方針

- ①事業所は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努める。
- ②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自ら選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスや事業者の連携を得て、総合的かつ効果的な介護サービス計画に基づいて介護サービスが提供されるよう配慮して行う。
- ③利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う。
- ④事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、関係医療機関、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努める。また地域包括支援センターより支援困難な事例や中重度者事例の紹介を受けた場合においても十分な連携を図るよう努める。
- ⑤サービスの提供に当たっては、要介護者等の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に努め、主治の医師等及び医療サービスとの連携に十分配慮して行う。要介護状態が改善し要介護認定が要支援認定となった場合、居宅介護支援事業者は地域包括支援センターに必要な情報提供を行うなどの措置を講ずる。
- ⑥利用者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思をふまえ、必要な協力を行う。また、要介護認定等の申請が行われているか否かを確認し、その支援も行う。
- ⑦保険者から要介護認定調査の委託を受けた場合は、その知識を有するよう常に研鑽に努め被保険者に公正、中立に対応し正しい調整を行う。
- ⑧事業所は、自らの責任において情報を公開し、利用者が当該情報を活用しながら、主体的に事業者を選択できるよう「介護サービスの公表」に取り組む。
- ⑨介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成30年3月30日奈良市条例第14号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
- ⑩利用者が医療系サービス（訪問看護、通所リハビリ等）の利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付する。
- ⑪訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行う。
- ⑫利用者やその家族に対し、利用者は計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明する。
- ⑬障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める。

(3) その他

職員研修を年2回実施し、随時、外部研修に参加する。

## 6. サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 当事業所における苦情の受付

①当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口 《電話》 0742-36-1881

担当者 管理者

受付時間 9:00～17:15

②当事業所の苦情解決責任者 施設長

(2) 行政機関その他苦情受付機関

奈良市役所介護福祉課	《受付時間》 月曜日～金曜日 8:30～17:15 《電話番号》 0742-34-5422 (0742-36-4894 コールセンター)
奈良県国民健康保険団体連合会	《受付時間》 月曜日～金曜日 9:00～17:00 《電話番号》 0744-29-8311

## 7. 事故発生時等における対応について

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して沿った処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

## 8. 緊急時等における対応について

サービス提供時に契約者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関へ連絡等必要な措置を講じます。

【緊急時等連絡先】

緊急時連絡先 (家族等)	氏名(続柄)	( )
	住所	
	電話番号 (携帯電話)	
主治医	病院(診療所)名	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	



## 9. 個人情報の保護及び守秘義務について

- 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

## 10. サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

## 11. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

- アンケート調査、利用者の意見を把握する取り組み:あり
- 奈良県福祉サービス第三者評価の実施状況:なし

## 12. 虐待の防止について

当事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 高齢者虐待を防止するための対策を検討する委員会を設置します。定期的に委員会を開催し、その結果について職員に周知徹底します。
- (2) 虐待防止のための指針を整備し、運営規定において定めています。
- (3) 職員に対して定期的に研修を実施し、ご利用者に対する人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための責任者を選定しています。  
《虐待防止に関する責任者》 管理者

## 13. 身体拘束等の適正化の推進について

- (1) 利用者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。
- (2) 身体拘束を行う場合は、その様態、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

#### 14. ハラスメント（迷惑行為）に対する対応について

- (1) 当事業所職員、取引先事業者、ご利用者及びその家族等に対して、事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える行為（暴力・暴言・威嚇、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント、及びそれらと同等の行為）は組織として許容しません。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に速やかに対応し、再発防止会議等により再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修を実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

#### 15. 業務継続計画の実施について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施する、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的にも実施します。

居宅介護支援の提供の開始後、もし入院された場合、担当ケアマネジャーの氏名と当事業所の連絡先を入院先医療機関に提供してください。

■担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は、\_\_\_\_\_ですが、やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡を致します。

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

説明・交付年月日： 令和 年 月 日

<b>事業者</b>	事業者（法人）	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 奈良県済生会 支部長 今川 敦史
	事業所名	所在地 奈良市八条 4-643
	名称	社会福祉法人 恩賜財団済生会奈良病院 ケアプランセンターすずらん 施設長 久永 倫聖 ㊟
	事業所番号	2970107260

<b>説明者</b>	職名	介護支援専門員
	氏名	㊟

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、その内容と指定居宅介護支援サービスの提供開始について同意しました。

同意年月日： 令和 年 月 日

<b>利用者本人</b>	住所	
	氏名	㊟

<b>(署名・法定)代理人</b>	住所	
	氏名	㊟